

資料 2

羽村市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 羽村市（以下「市」という。）における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市長の付属機関として、羽村市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、市が実施する子ども及び子育て支援に関する施策の重要事項に関し調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者 2人以内
- (2) 市内教育施設の代表者 2人以内
- (3) 市内保育施設の代表者 2人以内
- (4) 子どもの保護者 2人以内
- (5) 公共的団体の代表者 3人以内
- (6) 市内事業所の代表者 2人以内
- (7) 市民公募委員 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子育て支援に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(保育園運営費に係る保護者負担金審議会条例の廃止)

- 2 保育園運営費に係る保護者負担金審議会条例（昭和52年条例第38号）は、廃止する。

(羽村市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 羽村市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1中生涯学習審議会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	日額9,000円
-------------	----------